

仕 様 書

1 件名

小講義室の整備に伴うモニター等の購入

2 品名・数量・搬入場所等

品 名（参考製品）	搬入場所（講義室）及び数量			計
	703	604	413	
モニター（SONY FW-85BZ30P）	1 台	1 台	1 台	3 台
モニタースタンド（共栄商事 FZS-90）	1 台	1 台	1 台	3 台

- ・ モニター配送・搬入、モニタースタンド組立作業等を含む。
- ・ 他の製品の納入を希望する場合は、当該製品同等品以上とし、納入希望商品のメーカー名、製品名、型番、仕様（サイズ、機能、価格等）について参考製品との対比表を作成の上、本学担当職員に提出（質問書提出期間中に限る。）し、入札日までに承認を得ること。
- ・ 契約後にメーカーにおいて製造が終了した場合又は、最近の国際的な経済社会情勢等から製造が困難になった場合など、納品が困難になったときは、受注者と発注者が協議の上、解決（代替品の納入、契約の変更等）を図る。

3 仕様の条件

詳細は別紙のとおり

4 搬入・設置・設定・据付等

- (1) 梱包材等はすべて受注者が持ち帰り適切に処分すること。
- (2) 設置等については、契約締結後に、発注者と協議・調整の上、日時を決定すること。
- (3) 騒音や振動が発生する作業を行う場合は、事前に本学担当者に連絡し、承認を得ること。
- (4) 搬入車両及び運搬車両は、国際学部棟前のピロティに停車し、荷下ろしすること。インターロッキング舗装を傷めないよう注意すること。特にグレーチングは、すえ切りすると破損するおそれがあるので、注意すること。
万一、インターロッキング舗装等を破損した場合は、後記9により現状修復すること。
- (5) 作業員の車両は、学生会館東側の空きスペースに駐車すること。
- (6) 国際学部棟のエレベーターを使用すること。搬入路には、必要に応じて養生等を行うこと。

- (7) 機器の搬入・設置などの場合、状況に応じて適切に養生を行い、既存の床、壁面、建具類に傷をつけないようにすること。養生用に設置した仮シート等は適切に処分し、作業終了時には清掃を行うこと。
- (8) 設置、通電テスト、動作確認等を受注者において行い、その結果を本学担当職員に報告すること。また、機器の簡単な操作説明を行うこと。取扱説明書等がある場合は、提出すること。

5 納入期限

2026年11月30日まで

6 納入場所

広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学国際学部棟（講義棟）7階 703講義室

6階 604講義室

4階 413講義室

7 検査

すべての物品の納品等を2026年11月30日の納入期限までに行い、納入期限内に発注者の検査を受けること。この際、必要なものについては試験操作を行い、正常な動作を確認した後に受領するものとする。また、簡単な取扱い説明を行うこと。

8 保証期間等

保証期間は、原則として物品引渡し後1年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、受注者又は製造者の責めに属する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても無料で修理又は良品と取替え、設置を行うものとする。

メーカー保証書がある場合は、取扱説明書と合わせて提出すること。

9 安全確保の義務

受注者は、作業の実施に当たっては、必要な関係法令を順守し、事故の防止と安全確保のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 作業責任者は名札、腕章等、当該人が作業の従事者であることが確認できるようにすること。
- (2) 車両の搬出入経路、積込み、積み降ろし作業が行われる場所で、安全を確保する必要があると判断される場合は、安全に十分に配慮して作業を行うこと。

10 損害賠償

万が一、本作業中に以下の人身事故、建物損傷、物損事故及び物品の損傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において弁償若しくは現状に修復すること。

- (1) 第三者、受注者の従業員等の人身事故
- (2) 業務車両等による全ての人身、物損事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物及び構造物とそれに付属する設備に対する破損
- (4) 物品に対する遺失及び損傷等
- (5) その他受注者の管理責任に基づく事故

1 1 遵守事項

受注者は、次に定められた各事項を遵守するものとする。

- (1) 搬入等については、学生・教職員等に迷惑をかけることのないようにすること。
- (2) 作業に直接関係の無い場所に支障を与えないよう十分留意するとともに、みだりに立ち入らないこと。
- (3) 作業員の休憩及び飲食等は、飲食禁止場所以外で行うこと。作業等によって生じたゴミなどは受注者の責任において処分すること。

1 2 秘密保持

受注者は、作業の実施に当たり、業務上知り得た館内の秘密に属する事項について第三者に漏洩しないこと。

1 3 その他

- (1) 契約金額には、製品の運搬、養生、搬入・組立・設置・据付等、本業務の遂行に必要な全ての経費を含む。既存の電気設備機器の撤去は別業者が行い、本契約により納品する物品の保守は、本契約に含まない。
- (2) 納入物品は全て新品とし、良好な状態で納品すること。
- (3) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。

仕様の条件

【性能・機能に関する要件】

1 モニター

- ア 画面サイズが 85V 型以上の液晶ディスプレイであること。
- イ 解像度が 3,840×2,160 ドット以上であること。
- ウ 輝度が 400 cd/m² 以上であること。
- エ コントラスト比が, 4,500:1 以上であること。
- オ ダイナミックコントラスト比が 300,000 : 1 以上であること。
- カ ヘイズ値が, 25 %以上であること。
- キ 左右・上下の視野角がそれぞれ 178° 以上であること。
- ク スピーカー数を 2 個以上有していること。
- ケ 映像入力端子として HDMI を 4 系統以上有すること。
- コ USB フラッシュメモリで動画や静止画等をスタンドアローン再生する機能を有していること。
 - なお, スタンドアローン再生に際して以下の機能を有していること。
 - ・ 時間による本体電源自動入り切り機能
 - ・ 本体起動直後にコンテンツの自動再生を開始する機能
- サ インターネットへ接続可能な有線 LAN 端子を 1 系統以上有していること。
- シ インターネットへ接続可能な無線 LAN 機能 IEEE802.11ac/a/b/g/n/ax に対応していること。
- ス 本体背面の構造が VESA 規格に対応しており横・縦それぞれ 40 cm であること。
- セ 横設置の際に前傾 20 度以上, 後傾 20 度以上に対応していること。
- ソ 縦設置の際に前傾 15 度以上, 後傾 20 度以上に対応していること。
- タ 本体質量が 43 kg 以下であること。
- チ 本体消費電力が 260W 以下であること。
- ツ グリーン購入法適合品であること。
- テ 本体保証は標準で 3 年以上のオンサイト保証を有すること。
- ト 法人向け専用の問い合わせ・技術相談の電話窓口があること。
- ナ 24 時間 365 日の連続稼働が可能であること。
- ニ HDMI 信号検出による電源制御が可能であること。
- ヌ 電源 ON 時の入力固定が可能であること。
- ネ 電源 ON 時に各入力の画質, 音質の設定値が, 設定されている既定値に復元されること。
- ノ 使用可能なアプリを制限できること。

2 モニタースタンド

- ア ディスプレイ積載質量が 70kg まで可能であること。
- イ ディスプレイ取付方式が VESA 規格に対応していて下記サイズを満たせること。
横：100・200・300・400・500mm 縦：～420mm
- ウ 中間棚板を 1 枚以上標準付属しており，棚板有効サイズが横 450mm×奥行 400mm 以上であること。
- エ 棚板への積載可能質量が 15kg 以上であること。
- オ 中間棚板は 3 段階以上の高さ調整が可能であること。
- カ スタンド本体の質量が 50kg 以下であること。
- キ 支柱をベースに差し込み，3 方向ネジ止めでしっかりホールドできる in Pocket 機構であること。
- ク 材質にエラストマーを使用したφ100 のキャスターを有していること。
- ケ RoHS 対策品であること。
- コ ディスプレイ取付用ボルトセットを付属していること。
- サ 本学が調達する液晶ディスプレイを安全かつ安定的に設置できる構造及び耐荷重性能を有すること。